

29 (Gno.80) 消費者契約法の比較法的研究

代表：宮下 修一

2017 年度開始

【研究の目的】

近時のグローバル化において、消費者取引はますます国境を越えてなされるようになり、同様に国際的な紛争も増加している。これに関連して、わが国の消費者契約法も、そのような傾向に対応して、規制枠組みの見直しについて継続して議論されているところである。そこで、本研究は、比較法的視点から多様な研究を行い、消費者契約法に関する基本的制度のあるべき姿を追求することを目的とする。